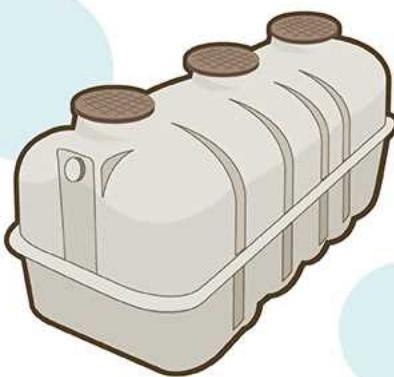


浄化槽管理者の方へ



浄化槽の使用を 開始したら

新たに設置された浄化槽を使用する

浄化槽の管理者が 変更になったら

建売住宅や中古住宅の購入、相続など

↓
**浄化槽使用
開始報告書**
を提出してください。

↓
**浄化槽管理者
変更報告書**
を提出してください。

●詳しくは静岡県公式ホームページを御確認ください

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002650/1079075>



●提出先・お問合せ先

建物(浄化槽)の所在地	提出先	電話番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053
熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	東部健康福祉センター 生活環境課	055-920-2136
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部健康福祉センター 環境課	054-644-9268
磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2250
静岡市	静岡市 廃棄物対策課	054-221-1264
浜松市	浜松市 お客さまサービス課	053-474-7915
沼津市	沼津市 クリーンセンター管理課	055-933-0711
富士市	富士市 生活排水対策課	0545-67-2850